

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年7月25日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第33号

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団会計規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(定義) 第2条 (略)</p> <p>(1) <u>本部</u> 企業条例第4条に規定する部（大阪広域水道企業団処務規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第4号。以下「処務規程」という。）第2条に規定する出先機関（以下「出先機関」という。）を除く。）をいう。</p> <p>(2) 所属 <u>本部、出先機関、議会事務局及び監査委員事務局</u>をいう。</p> <p>(3) 企業出納員 企業長の委任により、水道企業の業務に係る出納その他の会計事務を行う金銭出納員、分任金銭出納員及び物品出納員をいう。</p> <p>(4) 金銭出納員 <u>第3条第1項の規定により、水道企業の業務に係る金銭の出納及び保管等を委任された者をいう。</u></p> <p>(5) 分任金銭出納員 <u>第3条第1項の規定により、所属にあつて水道企業に係る金銭の出納及び保管等を委任された者をいう。</u></p> <p>(6) 物品出納員 <u>第3条第1項の規定により、所属にあつて水道企業に係る物品の出納及び保管等を委任された者をいう。</u></p> <p>(7) 収支等執行者 企業長及び<u>第3条第1項の規定により、出先機関、議会事務局及び監査委員事務局にあつて水道企業の業務に係る歳入の徴収、支出の命令等に関する事務を委任された者をいう。</u></p> <p>(8)―(12) (略)</p> | <p>(定義) 第2条 (略)</p> <p>(1) <u>本庁</u> 企業条例第4条に規定する部（大阪広域水道企業団処務規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第4号。以下「処務規程」という。）第2条に規定する出先機関（以下「出先機関」という。）を除く。）をいう。</p> <p>(2) 所属 <u>本庁及び出先機関</u>をいう。</p> <p>(3) 企業出納員 企業長の委任により、水道企業の業務に係る出納<u>及び</u>その他の会計事務を行う金銭出納員、分任金銭出納員及び物品出納員をいう。</p> <p>(4) 金銭出納員 <u>企業出納員のうち、水道企業の業務に係る金銭の出納及び保管等を委任された者をいう。</u></p> <p>(5) 分任金銭出納員 <u>企業出納員のうち所属にあつて水道企業に係る金銭の出納及び保管等を委任された者をいう。</u></p> <p>(6) 物品出納員 <u>企業出納員のうち所属にあつて水道企業に係る物品の出納及び保管等を委任された者をいう。</u></p> <p>(7) 収支等執行者 企業長及び出先機関の長をいう。</p> <p>(8)―(12) (略)</p> |

(企業長の事務の委任)

第3条 (略)

2 金銭出納員、分任金銭出納員及び物品出納員について、別表第1の第2欄に掲げる職にある者が欠けたとき又はその者に事故があるときは、企業長は、当該期間中、同表の第3欄に掲げる職にある者に、同表第4欄に掲げる事務を委任するものとする。この場合において、前項の規定により事務を委任された者は、事故のある期間中は、その職を免ぜられたものとみなす。

(資金前渡職員の指定)

第38条 地企令第21条の5第1項の規定により資金を前渡される職員(以下「資金前渡職員」という。)は、別表第5の第2欄に掲げる職にある者をもって充てるものとする。

2 資金前渡職員について、別表第5の第2欄に掲げる職にある者が欠けたとき又はその者に事故があるときは、当該期間中、同表第3欄に掲げる職にある者に対して資金を前渡するものとする。

3・4 (略)

(入札保証金の取扱い)

第56条 収支等執行者は、入札保証金を預かる必要があるときは、納入者に入札保証金納付書を交付して、分任金銭出納員に納付させなければならない。

2-4 (略)

(取得価額)

第97条 固定資産の取得価額は、次に掲げるところによる。

(1)-(3) (略)

(4) 交換によるものは、交換のために提供した固定資産の帳簿価額。ただし、交換差額が生じたときは、帳簿価額に当該交換差額を加算又は控除した価額

(5)・(6) (略)

(予算の配当及び通知)

第129条 企業長は、予算が成立したときは、当該事業年度の実行予算を編成し、必要に応じ、所属配当通知書により、所属長に配当するものとする。

(出納取扱金融機関等の検査)

第149条 出納検査員は、出納取扱金融機関等の取扱事務に関して、次に掲げるものを検査する。

(1) 水道企業の業務に係る公金の収納又は支払

(2) 水道企業の預金の取扱い

(3) 帳簿及び証拠書類

(企業長の事務の委任)

第3条 (略)

2 金銭出納員、分任金銭出納員及び物品出納員について、前項に規定する場合において、別表第1の第2欄に掲げる職にある者が欠けたとき又はその者に事故があるときは、企業長は、当該期間中、同表の第3欄に掲げる職にある者に、同表第4欄に掲げる事務を委任するものとする。この場合において、前項の規定により事務を委任された者は、その職を免ぜられたものとみなす。

(資金前渡職員の指定)

第38条 地企令第21条の5第1項の規定により、資金を前渡される職員(以下「資金前渡職員」という。)は、別表第5の第2欄に掲げる職にある者をもって充てるものとする。

2 前項に規定する場合において、別表第5の第2欄に掲げる職にある者が欠けたとき又はその者に事故があるときは、当該期間中、同表第3欄に掲げる職にある者に対して資金を前渡するものとする。

3・4 (略)

(入札保証金の取扱い)

第56条 収支等執行者は、入札保証金を預る必要があるときは、納入者に入札保証金納付書を交付して、分任金銭出納員に納付させなければならない。

2-4 (略)

(取得価額)

第97条 固定資産の取得価額は、次に掲げるところによる。

(1)-(3) (略)

(4) 交換によるものは、交換のために提供した固定資産の帳簿価額。ただし、交換差額が生じたときは、帳簿価額に当該交換差額を加算又は控除した価額。

(5)・(6) (略)

(予算の配当及び通知)

第129条 企業長は、予算が成立したときは、当該事業年度の実行予算を編成し、必要に応じ、所属配当通知書により、出先機関の長に配当するものとする。

(出納取扱金融機関等の検査)

第149条 出納検査員が検査する出納取扱金融機関等の取扱事務とは、次に掲げるものをいう。

(1) 水道企業の業務に係る公金の収納又は支払

(2) 水道企業の預金の取扱い

(3) 帳簿及び証拠書類

| | |
|---------------------------|---------------------------|
| (4) 前 3 号に関連する事項 2 (略) | (4) 前 3 号に関連する事項 2 (略) |
| 別表第 1 (第 3 条関係) 別紙のとおり | 別表第 1 (第 3 条関係) 別紙のとおり |
| 別表第 4 (第 13 条関係) 別紙のとおり | 別表第 4 (第 13 条関係) 別紙のとおり |
| 別表第 5 (第 38 条関係) 別紙のとおり | 別表第 5 (第 38 条関係) 別紙のとおり |

附 則

この規程は、公布の日から施行する。